

令和5年度第1回地区推進会議

日時：令和5年6月29日（木）
午後3時～午後4時30分（予定）
場所：市川市勤労福祉センター本館
3階 大会議室

会 議 次 第

1 開会

2 議題

- (1)地区推進会議の役割について
- (2)市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）の実施について
- (3)第5期市川市地域福祉計画の策定について
- (4)その他

3 閉会

〈配布資料〉

- 資料1 地区推進会議の役割について
- 資料2 地区推進会議委員名簿
- 資料3 市川市よりそい支援事業リーフレット【支援関係機関等向け】
- 資料4 第5期市川市地域福祉計画の基本理念及び行動指針（案）の見直しについて

地区推進会議の役割について

【第4期市川市地域福祉計画 84ページ 抜粋】

1 地域福祉推進体制の充実

地域福祉の推進にあたっては、小域福祉圏（14地区）の核となる「地域ケアシステム推進連絡会」で取り上げられた地域課題を「地区推進会議」で共有し、課題解決に向けた検討・提案を地域が中心となって進めていきます。

本市は、地域活動の報告・提案を受けて課題解決への支援及び政策的課題への取組につなげて、その結果を地域住民と共有することで、ともに解決に向けた取組をさらに進めていきます。

地域ケアシステム推進連絡会（小域福祉圏14地区）：年数回

地域の問題を地域で共有し解決に向けた検討を行う場。

プラットフォームを目指して、地域のボランティア・NPO団体、障害者団体等との連携を図り、より多くの地域住民や地域福祉関係者を巻き込みながら、課題解決へ向けての活動を展開。

【構成メンバー】自治（町）会関係者、民生委員・児童委員、高齢者クラブ関係者、子ども会関係者、ボランティア・NPO団体関係者、障害者団体関係者、学校関係者、地域ケアシステムの相談員、高齢者サポートセンター職員、コミュニティワーカー、社会福祉協議会職員、市職員等（地区によって異なる）

要望・提案

報告

地区推進会議：年3回程度

各地域課題の検討の場。

地域、コミュニティワーカー、社会福祉協議会、行政の役割分担を踏まえながら、振り返りシート（86ページ）をもとに、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題に関する進行管理・検証を行う。

【構成メンバー】地区社会福祉協議会の代表者、ボランティア協会代表者、コミュニティワーカー、社会福祉協議会職員、市職員、会議で検討する地域課題の関係者

報告・提案

報告

市川市

市川市地域包括ケアシステム推進委員会：年数回

地域課題に対応する施策の検討を行う場。

関係各課相互の連携を図りながら地域課題の情報共有と対応する施策の検討を行う。

【構成部】福祉部、市民部、保健部、街づくり部、会議で検討する地域課題の関係部

必要に応じ
諮問・報告

答申・意見

市川市社会福祉審議会：年数回

本市における地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項について調査審議するための諮問機関。

【構成メンバー】学識経験者、関係団体の推薦を受けた社会福祉事業・社会福祉活動を行う者、関係行政機関の職員、公募による市民等

地区推進会議委員名簿

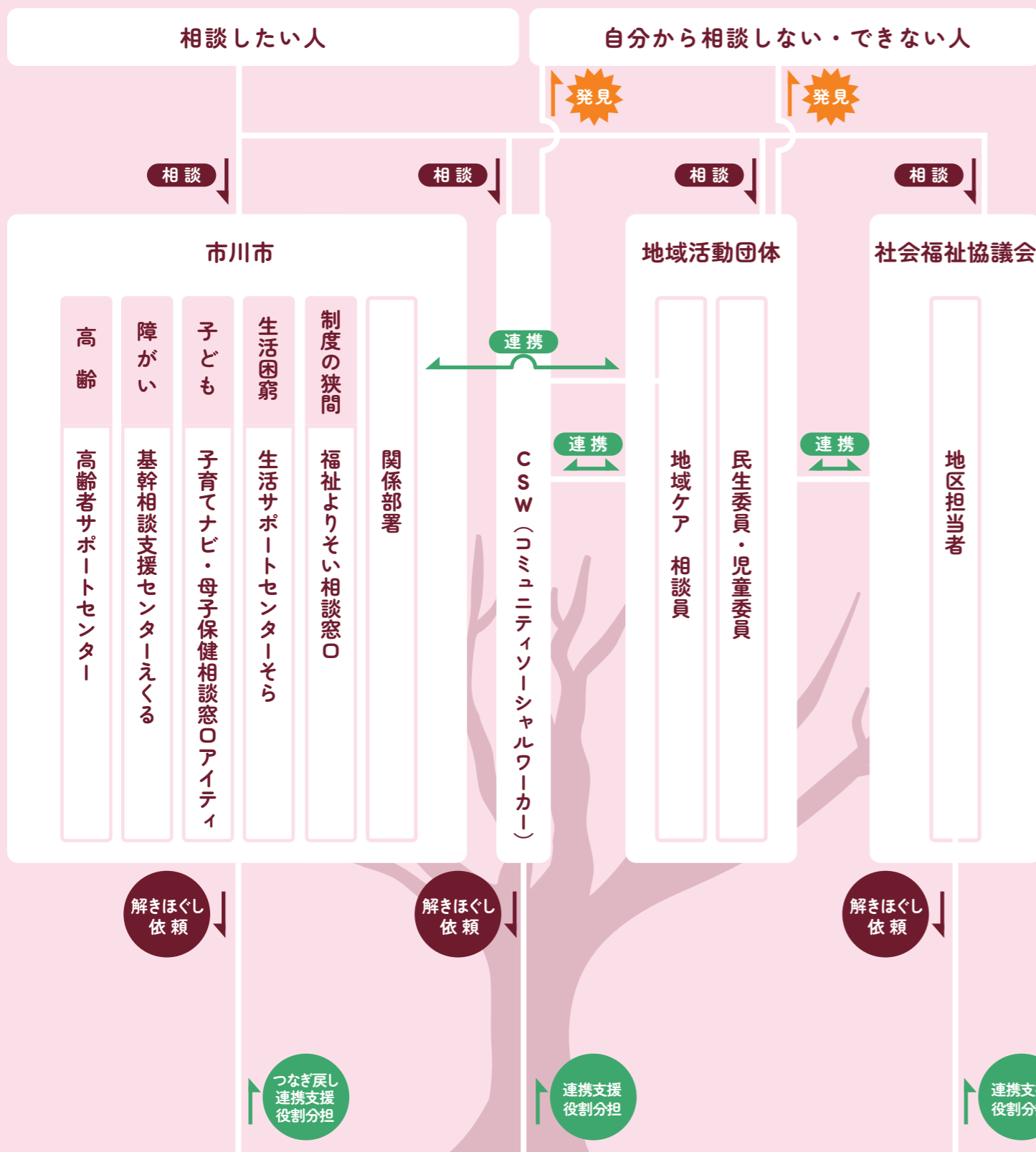
任期：令和4年3月1日 から 令和6年2月29日

令和5年6月29日現在

地区	委員名
市川第一地区	永井 博
	山本 次郎
市川第二地区	滝沢 晶次
国府台地区	林 和茂
	高村 弘晃
真間地区	石崎 多加代
	小林 俊之
八幡地区	佐藤 眞知子
	森 英二郎
菅野・須和田地区	松藤 恒夫
	松本 利美
曾谷地区	日光 三代治
	伊与久 剛史
宮久保・下貝塚地区	有坂 利男
	後藤 久子
市川東部地区	坪井 幸恵
	橋本 弘子
国分地区	本橋 和男
	渡邊 恭山
大柏地区	淡路 洋
	諸岡 文子
信篤・二俣地区	加藤 英一
	那須 宏行
行徳地区	畑中 博明
	森川 岩雄
南行徳地区	松倉 勉
	山本 稔
市川市ボランティア協会	齊藤 忠一
	山崎 文代

※敬称略

市川市よりそい支援事業における 相談フロー



が じ ゅ ま る +

支援関係機関・
地域活動団体の皆さまへ

令和5年7月より

市川市よりそい支援事業 (重層的支援体制整備事業)

スタート!



地域共生社会とは...

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、
地域住民や地域の多様な主体が参画し、
人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの
暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会のことをいいます。

市川市よりそい支援事業とは... (重層的支援体制整備事業)

社会福祉法の改正に伴い、令和3年4月に新たに創設された事業です。
介護、障がい、こども、生活困窮分野の既存の相談支援等を活かしつつ、
「8050」「ダブルケア」「ヤングケアラー」などの複雑化・複合化した課題や
「ひきこもり」などの制度の狭間の問題に対応するため、

- 対象者の属性を問わない相談支援
- 多様な参加支援
- 地域づくりに向けた支援

を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備するものです。

※本市では重層的支援体制整備事業を「市川市よりそい支援事業」の名称で実施しています。

[本事業を構成する5つの事業]

- ① 包括的相談支援事業
- ② 多機関協働事業
- ③ 参加支援事業
- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ⑤ 地域づくり事業

よりそい支援事業

1

福祉よりそい相談窓口の新設

福祉よりそい相談窓口を新設しました

制度の狭間や複雑化・複合化ケースの相談を受け付けます

以下の事例などに対する初期相談を受け付けます。

制度の狭間のケース

- 例 ひきこもり、ヤングケアラー、障がいグレーゾーン等

複雑化・複合化ケース

- 1つの世帯で複数の問題が存在
- 例 8050問題、ダブルケア等

どこに相談すれば良いかわからない・・・

相談したいことが複数分野ある・・・

そんな時は、福祉よりそい相談窓口へ

福祉よりそい相談窓口（市川市 福祉部 地域共生課 総合調整グループ）

開所時間 月～金 8:45～17:15 場所 市川市役所第1庁舎3階

047-712-8386

よりそい支援事業

2

CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置

誰もが住みやすい地域の実現に向けて
CSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置しました

高齢でゴミ出しが大変になった

支援します

家族がひきこもりがちで心配...

地域の活動に参加したい

地域のために何かしたい！

地域の情報を知りたい

サロン活動を始めたい

CSWは、地域の多様な主体や個人の地域福祉活動の支援を行う「ソーシャルワーカー」で、地域福祉を推進する専門職です。地域の皆さんの「こんな地域になったらいいな」の声によりそい、地域みなさんと一緒に誰もが暮らしやすい支え合いの仕組みづくり・地域づくりに向けた支援をおこなっていきます。

よりそい支援事業

3

多機関協働等事業者(がじゅまる+)の設置



困難事例の課題整理、支援の方向性を一緒に考えます

相談事例

1. 高齢者とひきこもりの世帯など、単独機関では解決が困難
2. 育児と介護と生活困窮など、課題がからみあっている
3. 障がいグレーゾーンなど、どこに相談してよいか困っている

など

各支援関係機関から寄せられた複雑化・複合化したケースの整理を行います

本人に同意を得たケースのプランを策定、共有、プランの適切性を判断します。



支援が届いていない人へのアウトリーチ・社会参加に向けた支援をチームで行います

がじゅまる+

開所時間 月～金 8:45～17:15 場所 市川市役所第1庁舎3階

047-712-8387

がじゅまる+は、各支援関係機関の相談等を受ける機関になりますので、市民等への連絡先の周知はご遠慮ください。

第5期市川市地域福祉計画の基本理念及び行動指針(案)の見直しについて

前回提示した次期計画の基本理念(案)及び行動指針(案)

基本理念(案)

個人の尊重や、多様性を認め合うことで、
だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の
望む生活を送ることのできるまちを、共につくる

(第4期計画の基本理念)

だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、
安心して暮らすことのできるまちをつくる

行動指針(案)

地域共生社会の実現に向けて、
市民は相互に気にかけて、助け合い、
専門機関や行政は市民に寄り添い、支え続ける

(第4期計画の行動指針)

住民がつくる身近な福祉コミュニティ

分科会でのご意見を基に、
基本理念と行動指針について、
以下のように整理

基本理念

本市の地域福祉を
推進するために、
「こうあるべき」と
考える根本的な概念

行動指針

基本理念を体現する
具体的な行動を
明文化したもの

基本理念(再提示案)

だれもが住み慣れた地域で安心して、
自分の望む生活を送ることのできる
「地域共生社会」の実現を目指す



「地域共生社会」…制度・分野ごとの
『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係
を超えて、地域住民や地域の多様な主体
が参画し、人と人、人と資源が世代や
分野を超えつながることで、住民一人
ひとりの暮らしと生きがい、地域をとも
に創っていく社会の事

行動指針(再提示案)

個人を尊重し、多様性を認め合い、
それぞれが役割を認識しながら、行動する

【参考】令和3年4月1日施行 改正社会福祉法の規定(一部加筆、抜粋)
第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
2 (略)
3 地域住民等(地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者)は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第106条の3 市町村は、(中略)重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。